⑵　契約図書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成28年７月15日から平成28年８月16日まで。（土曜日・日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後４時まで。）
②　交付場所　上記⑴に同じ。
③　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　確認申請書等の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成28年７月16日から平成28年８月16日まで。
②　提出場所　上記⑴に同じ。
③　提出方法　電子入札システム、郵送（書留郵便又は信書便）又は持参。
⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時
①　入札書の提出
㋑　提出期限　平成28年10月26日（水）午後４時
㋺　提出場所　上記⑴に同じ。
㋩　提出方法　電子入札システムまたは郵送（書留郵便又は信書便）
②　開札日時　平成28年10月27日（木）午後１時30分
⑸　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型）【施工体制確認型併用】
4　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　入札保証　必要　契約保証　必要
⑶　支払条件
㋑　前金払　有
㋺　部分払　有
⑷　入札前価格交渉の有無　無
⑸　手続におけるその他の交渉の有無　無
⑹　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑺　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑻　工事請負契約書第25条第５項（単品スライド条項）及び同条第６項（インフレスライド）について適用する。
⑼　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑽　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Tomomichi Takahashi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Yokohama Kanjo-Minami Expressway Kamariya Jct.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 16 August 2016 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 16 August 2016. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 16 August 2016)
⑸　Time-limit for the submission of tenders : by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 26 October 2016. if by registered mail must reach us by, 4 : 00 P.M. 26 October 2016.
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Kuniyuki Fushida, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama-City, Saitama prefecture, 330―0854 TEL : 048―631―0020

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成 28 年 7 月 15 日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　丸山　隆英
契約担当官
中国地方整備局長　丸山　隆英

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　32
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　島根県警察機動隊設計業務（電子入札案件）
⑶　業務内容　本業務は、島根県警察機動隊の移転（建設予定地：島根県松江市平成町1751―17他）による、新施設の建築及び建築設備の基本・実施設計、積算、並びに、既存施設取り壊しの実施設計、積算を行うものである。
⑷　履行期間　契約締結の翌日～平成29年10月31日
⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑹　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格
⑴　技術提案書の提出者は①に掲げる資格を満たしている単体企業又は、②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　単体企業
ア）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局における平成27・28年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
エ）参加表明書提出期限日から見積もり合わせの日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。
オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
カ）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
②　設計共同体　2⑴①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年７月15日付け国土交通省中国地方整備局長）に示すところにより国土交通省中国地方整備局長から島根県警察機動隊設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書提出の時において受けている者であること。
⑵　参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
［１］資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㋐　親会社と子会社の関係にある場合
㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
［２］人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合